

15 意匠登録料納付書と同時の秘密意匠請求

- ☆ 意匠登録料の納付と同時の秘密意匠請求は、平成19年4月1日以降に出願する意匠登録願が対象になります。
- ☆ 登録料は次のとおりです。意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から25年までです。
 - (1) 第1年から第3年まで 毎年 8,500円
 - (2) 第4年から第25年まで 毎年 16,900円
- * 平成19年3月31日以前の意匠登録出願に係る意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年までです。
- * 平成19年4月1日以降、令和2年3月31日以前の意匠登録出願に係る意匠権の存続期間は、設定登録の日から20年までです。
- ☆ 意匠登録出願人は、設定の意匠登録料の納付と同時に3年以内の期間を指定して意匠を秘密にすることを請求をすることができます。（意匠法第14条第1項・第2項）
- ☆ 特例法施行規則第41条の2の規定による包括納付の申し出を行っている場合にあつて、意匠法第14条第2項において規定する意匠を秘密にすることを請求をするときは、同条に規定する包括納付援用制限届を登録査定謄本送達の日から10日以内に提出し、別途【秘密にすることを請求する期間】を設けた意匠登録料納付書を提出してください。
- ☆ 意匠登録出願と同時に意匠を秘密にすることを請求を行っている場合は、再度設定の意匠登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求はできません。
- ☆ 設定の意匠登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求を利害関係人により行うことはできません。

15.1 意匠登録料納付書（オンライン手続）

電子情報処理組織を使用して設定の意匠登録料の納付と同時に意匠を秘密にする請求をする場合の意匠登録料納付書の作成方法です。

< 特例法施行規則様式第22 >

事例：

第1年分から第3年分の場合は、登録料が8,500円（1年分）×3年分＝25,500円＋5,100円（秘密の請求手数料）＝合算額30,600円

（オンラインにより手続する場合の意匠登録料納付書の作成例）

【書類名】	意匠登録料納付書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	500000001
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【納付者】	
【識別番号】	500000001
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	意匠太郎
【電話番号】	03-3123-4567
【秘密にすることを請求する期間】	3年
【納付年分】	第1年分から第3年分
【登録料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	30600

説明 15.1.1 記録項目の概要

設定登録料の納付と同時に意匠を秘密にする請求をする場合の意匠登録料納付書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記録項目	概要
【意匠登録出願人】	<ul style="list-style-type: none"> 【意匠登録出願人】の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】
【納付者】	<ul style="list-style-type: none"> 納付者が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて、代表者の氏名を記録し、そのあとに【電話番号】の欄を設けて、納付者の電話番号をなるべく記録してください。
【代理人】	<ul style="list-style-type: none"> 秘密を請求することができる者は、「意匠登録出願人」となりますが、手続をした者の新たな代理人が意匠法第14条第1項の規定による意匠を秘密にする請求をするときは、【納付者】の欄の次に【代理人】の欄を設け、当該代理人の【識別番号】、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記録し、【納付者】の欄には、意匠登録出願人を記録します。その際、代理権を証明する書面（委任状）を意匠登録料納付書（設定補充）に添付して書面により提出します。 包括委任状を援用する場合は、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記録して下さい。 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録し、そのあとに【電話番号】の欄を設けて、代理人の電話番号をなるべく記録してください。
【秘密にすることを請求する期間】	<ul style="list-style-type: none"> 秘密を請求する期間は、「1年」、「2年」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記録してください。
【登録料の表示】 【予納台帳番号】 【納付金額】	<ul style="list-style-type: none"> 納付料金は、登録料と手数料の<u>合算額</u>を記録します。

15.2 意匠登録料納付書（書面手続）

書面により設定の意匠登録料の納付と同時に意匠を秘密にする請求をする場合の意匠登録料納付書の作成方法です。

< 意匠法施行規則様式第18 >

事例：第1年分から第3年分の場合、登録料が8,500円（1年分）×3年分=25,500円+5,100円（秘密の請求手数料）=合算額30,600円

（書面により手続する場合の意匠登録料納付書の作成例）

<p>【書類名】 意匠登録料納付書 (【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日) 【あて先】 特許庁長官 殿 【出願番号】 意願2017-012345 【意匠登録出願人】 【識別番号】 500000001 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3 【氏名又は名称】 意匠株式会社 【納付者】 【識別番号】 500000001 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3 【氏名又は名称】 意匠株式会社 【代表者】 意匠太郎 【電話番号】 03-3123-4567 【秘密にすることを請求する期間】 3年 【納付年分】 第1年分から第3年分</p>				
<p>(30,600円)</p> <table border="1"> <tr> <td>特許 印紙</td> <td>特許 印紙</td> <td>特許 印紙</td> <td>特許 印紙</td> </tr> </table>	特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙
特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙	特許 印紙	

説明 15.2.1 記載項目の概要

設定登録料の納付と同時に意匠を秘密にする請求をする場合の意匠登録料納付書に記載すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記載項目	概要
【意匠登録出願人】	<ul style="list-style-type: none"> 【意匠登録出願人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】
【納付者】	<ul style="list-style-type: none"> 納付者が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて、代表者の氏名を記載し、そのあとに【電話番号】の欄を設けて、納付者の電話番号をなるべく記載してください。
【代理人】	<ul style="list-style-type: none"> 秘密を請求することができる者は、「意匠登録出願人」となりますが、手続をした者の新たな代理人が意匠法第14条第1項の規定による意匠を秘密にする請求をするときは、【納付者】の欄の次に【代理人】の欄を設け、当該代理人の【識別番号】、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載し、【納付者】の欄には、意匠登録出願人を記載します。その際、代理権を証明する書面（委任状）を意匠登録料納付書に添付して書面により提出します。 包括委任状を援用する場合は、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載し、そのあとに【電話番号】の欄を設けて、代理人の電話番号をなるべく記載してください。 .
【秘密にすることを請求する期間】	<ul style="list-style-type: none"> 秘密を請求する期間は、「1年」、「2年」のように、3年以内の期間を、年又は月の単位で記載してください。
特許印紙の貼付	<ul style="list-style-type: none"> 納付料金は、登録料と手数料の<u>合算額</u>を記載します。